

～ 安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表(06-35)

令和6年10月22日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田 尚人

室長補佐 矢島 一男

(代表電話) 026(223)0555

## 長野県はん用機械器具等製造業最低賃金 「時間額 1,043円」を答申 ～ 過去最大49円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)は、長野労働局長(三浦栄一郎)に対し、本年10月11日、現行の長野県はん用機械器具等製造業最低賃金時間額994円を49円引き上げ、1,043円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、長野県はん用機械器具等製造業最低賃金を改正することとしており、本年12月12日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、改正後の長野県はん用機械器具等製造業最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

### 【答申までのポイント】

- 1 令和6年8月21日、長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)に改正諮問する。
- 2 長野県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会において、9月18日、9月24日、10月11日(午前・午後)と集中的に金額審議を行い、全会一致により、10月11日に答申となる。

長野県はん用機械器具等製造業最低賃金、対前年度引上げ額及び引上げ率の推移(5年間)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	905円	927円	956円	994円	1,043円
対前年度引上げ額	2円	22円	29円	38円	49円
対前年度引上げ率	0.22%	2.43%	3.13%	3.97%	4.93%

(注)長野県はん用機械器具等製造業最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。